

令和元年 5月 28日

札幌地方裁判所地方裁判所委員会

裁判員制度について

より多くの国民の方に参加いただくために

札幌地方裁判所

1 裁判員裁判の実績

(1) 札幌地裁における裁判員裁判の実施状況

ア 制度施行～平成31年3月までの新受人員及び終局人員

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年3月	合計
新受人員	30	39	30	25	39	24	30	23	14	36	3	293
終局人員	4	35	37	34	28	29	28	31	21	24	10	281

イ 制度施行～平成31年3月までに選任された裁判員等の数

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年3月	合計
裁判員	25	205	214	190	173	144	157	179	104	124	54	1,569
補充裁判員	9	77	75	68	53	47	54	64	34	41	18	540

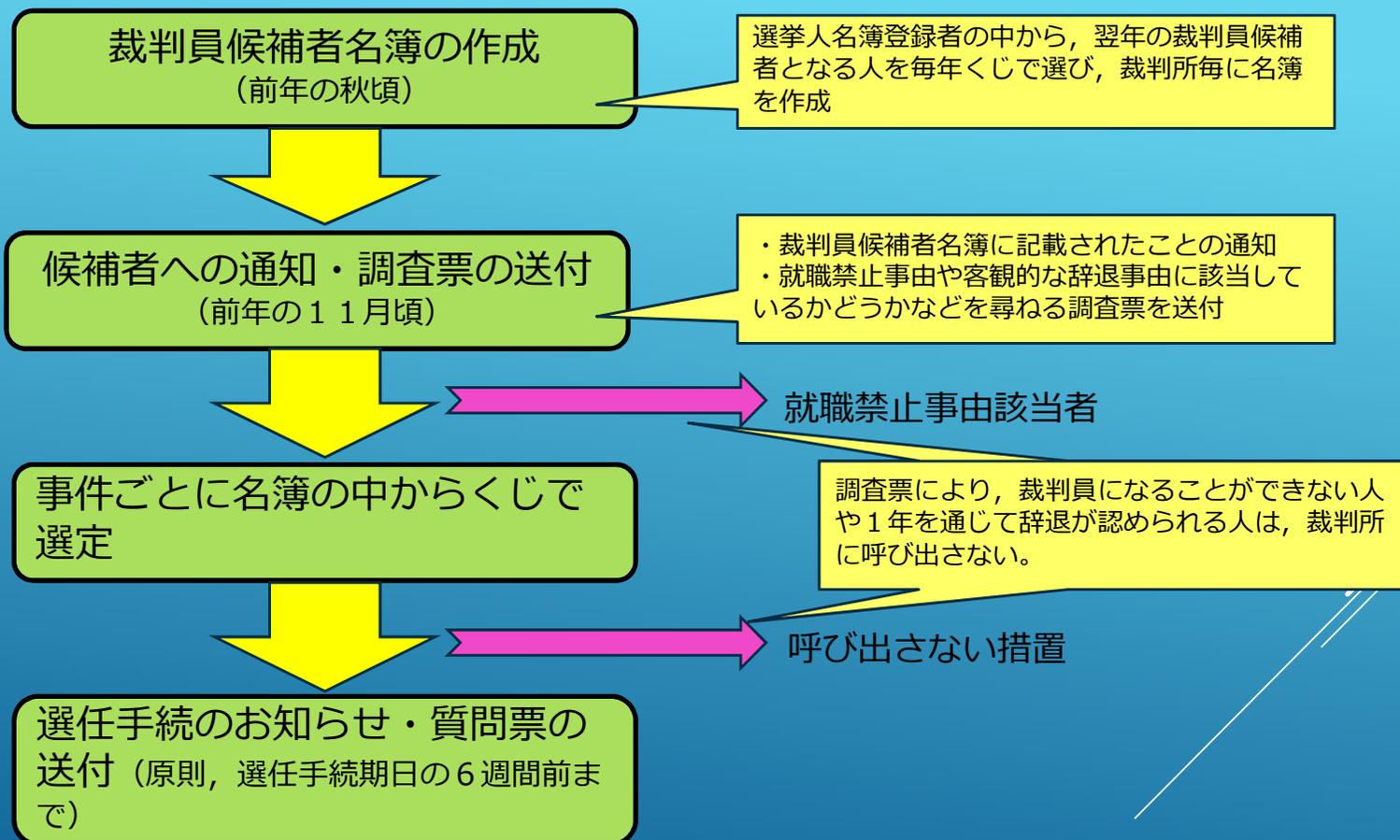
(2) 裁判員裁判が刑事裁判に与えた影響

- ア 手続の遂行の変化（「書面を読み込むスタイル」から「法廷で見聞きしたことをもとに判断するスタイル」へ）
- イ 判断の枠組みの明確化，平易化
- ウ 評価の取り入れ方（国民一般の意識を組み入れた裁判への変化）

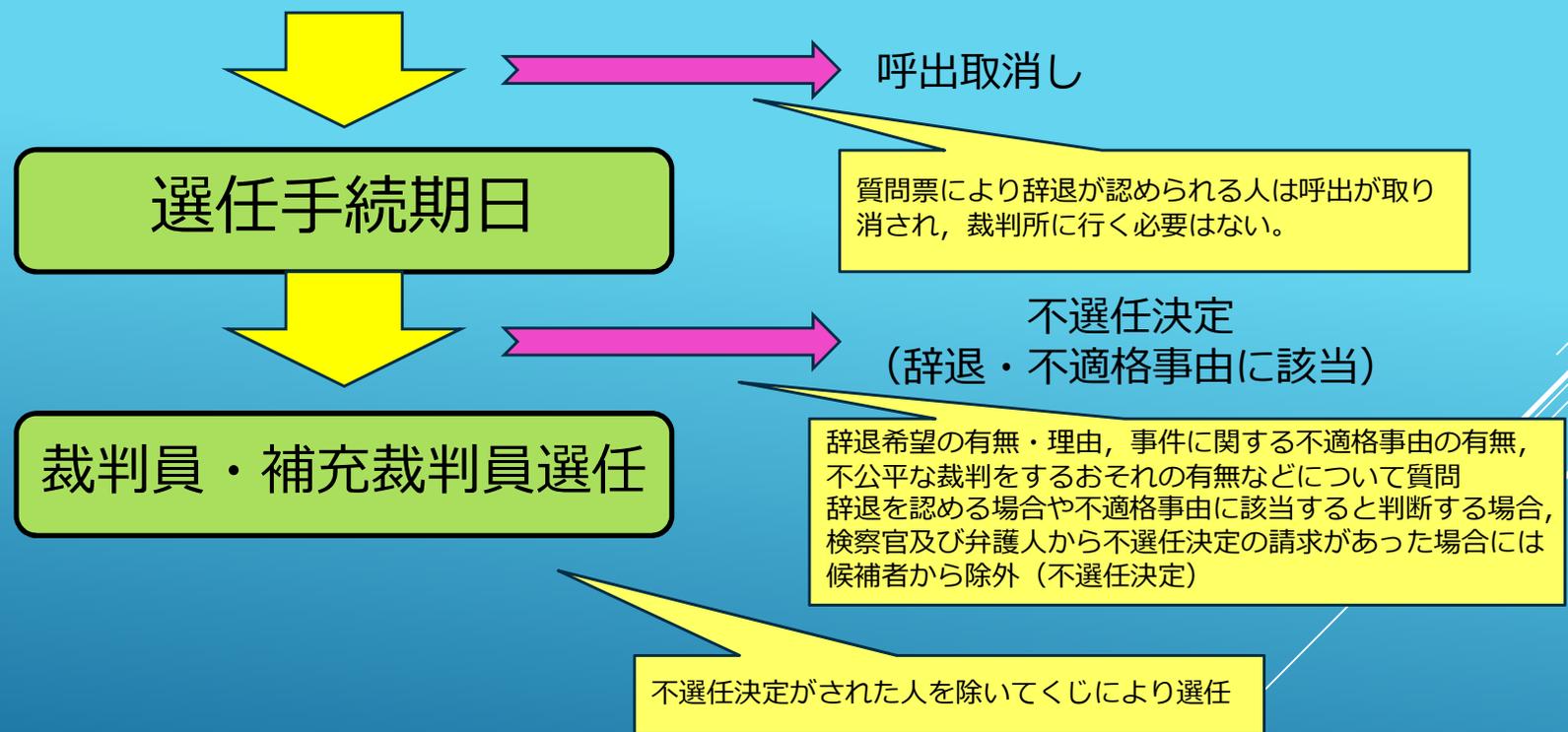
(3) 裁判官の仕事の変化

- ア 「人に対する見方」，「事件に対する見方」の多さの気付き
- イ 「社会から見た納得」，「社会から見た非難の度合い」への気付き

2 裁判員選任手続について (その1)



2 裁判員選任手続について (その2)



3 辞退事由（その1）

(1) 裁判員法16条に定める辞退事由（その1）

- ① 年齢70歳以上の者
- ② 地方公共団体の議員（会期中のみ）
- ③ 学生，生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員・補充裁判員の職を務めた人
- ⑤ 過去3年以内に選任予定裁判員であった人
- ⑥ 過去1年以内に裁判員候補者として選任手続期日に出頭した人
- ⑦ 過去5年以内に検察審査員又は補充員の職を務めた人

3 辞退事由（その2）

（1） 裁判員法 16 条に定める辞退事由（その2）

- ⑧ 次の事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと、又は選任手続期日に出頭することが困難な人
 - ア 重い疾病、障害により裁判所に出頭することが困難
 - イ 同居の親族を介護、養育する必要がある。
 - ウ 事業の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
 - エ 父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務がある。
 - オ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある。

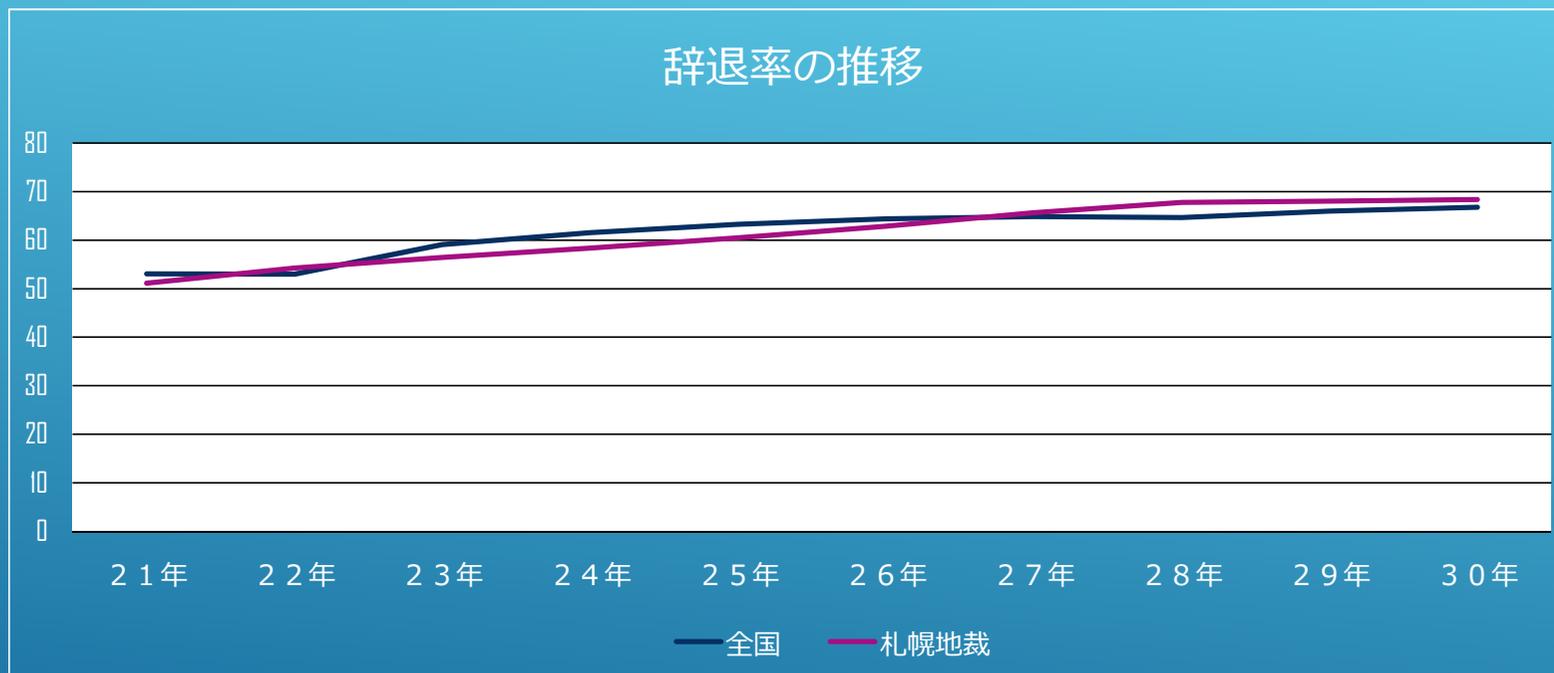
3 辞退事由（その3）

（2） 政令で定める辞退事由

次の事由があり，裁判員の職務を行うこと，又は選任手続期日に出頭することが困難な人

- ア 妊娠中又は出産から8週間を経過していない。
- イ 同居していない親族又は親族以外の同居人を介護，養育する必要がある。
- ウ 親族又は同居人が重い病気，けがの治療のため入通院等に付き添う必要がある。
- エ 妻又は娘が出産する場合の入通院への付添い，出産への立ち会いの必要がある。
- オ 住居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり，裁判所に出頭することが困難
- カ その他，裁判員の職務を行うこと等により，本人又は第三者に身体上，精神上又は経済上の重大な不利益が生じる。

4 辞退率



	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全国	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	67.0
札幌地裁	51.2	54.3	56.5	58.4	60.5	62.9	65.7	67.1	67.8	69.0

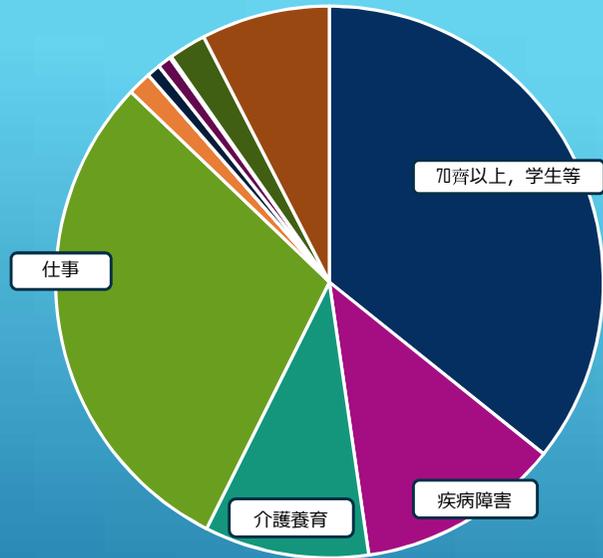
5 辞退が認められた候補者の辞退事由別内訳（その1）

平成29年度

辞退事由	全国	札幌地裁
選定された裁判員候補者数	120,187	3,010
辞退が認められた候補者数	79,284 (100.0%)	2,042 (100.0%)
70歳以上, 学生等	28,286 (35.7%)	702 (34.4%)
疾病障害	9,486 (12.0%)	289 (14.2%)
介護養育	7,709 (9.7%)	182 (8.9%)
仕事上の重要用務	23,562 (29.7%)	623 (30.5%)
社会生活上の重要用務	1,138 (1.4%)	35 (1.7%)
重大な災害に伴う生活再建	6 (0.0%)	0 (0.0%)
妊娠中, 産後8週以内	613 (0.8%)	12 (0.6%)
親族等の入院等の付添い	632 (0.8%)	12 (0.6%)
出産等への立会い	94 (0.1%)	2 (0.1%)
遠隔地	1,720 (2.2%)	46 (2.3%)
その他精神上又は経済上の不利益	6,038 (7.6%)	139 (6.8%)

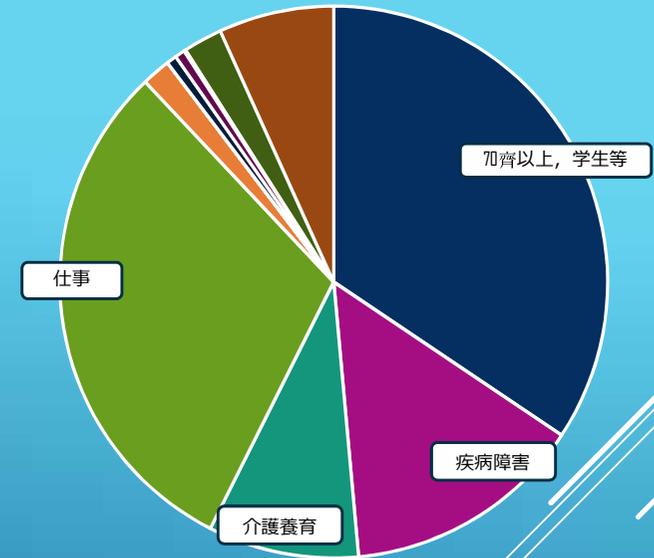
5 辞退が認められた候補者の辞退事由別内訳（その2）

全国 平成29年度



- 70歳以上, 学生等
- 疾病障害
- 介護養育
- 仕事
- 社会生活上の重要用務
- 災害
- 妊娠中等
- 入院等付添い
- 出産立会い
- 遠隔地
- その他不利益

札幌地裁 平成29年度



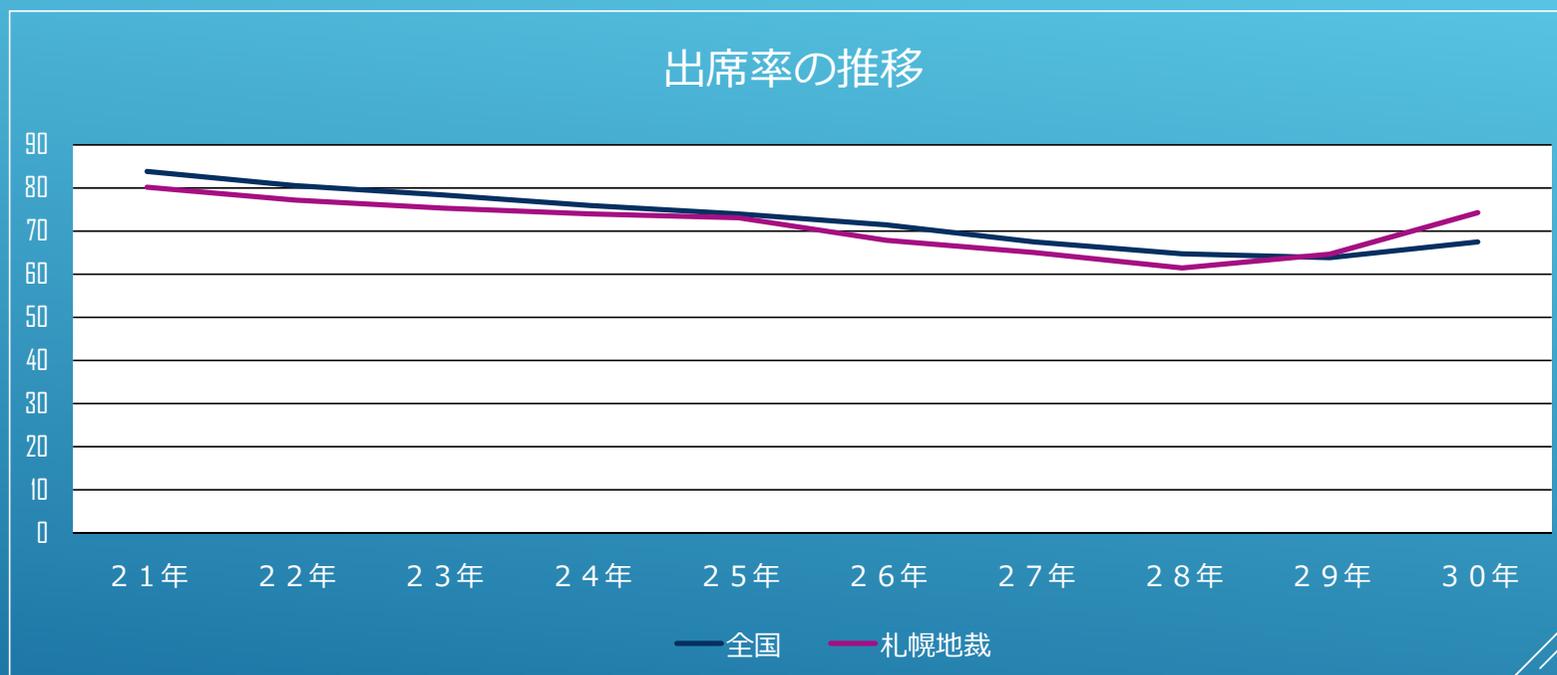
- 70歳以上, 学生等
- 疾病障害
- 介護養育
- 仕事
- 社会生活上の重要用務
- 災害
- 妊娠中等
- 入院等付添い
- 出産立会い
- 遠隔地
- その他不利益

6 審理予定日数別の辞退が認められた候補者の割合

平成29年度

	辞退が認められた候補者の割合	審理予定2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
全体	66.0	58.4	61.6	63.6	64.4	65.7	65.3	66.5	68.5	67.3	71.5
札幌地裁	67.8			66.2	61.0	66.4	70.9	72.1	71.7		

7 裁判員候補者の選任手続期日への出席率



	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全国	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	67.5
札幌地裁	80.2	77.2	75.4	74.0	73.1	67.9	65.1	61.5	64.7	74.3

8 辞退率上昇・出席率低下の原因分析（その1）

(1) 審理予定日数の増加傾向

- 平均審理予定日数は、H22は4日程度であったのが、H27には6日程度。
- 審理予定日数の長短と辞退率・出席率には、一定の相関関係が認められた。
- 審理期間が増えるほど、参加可能と回答する者は減少傾向（アンケート結果）。

➡ 辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が高い。

(2) 雇用情勢の変化（人手不足、非正規雇用者の増加等）

- 「事業における重要用務」の辞退者数の増加が、全体の辞退者数を押し上げている。
- 完全失業率は減少傾向にあり、非正規雇用者は増加傾向にある。
- 完全失業率の減少傾向等と辞退率上昇・出席率低下傾向には、一定の相関関係が認められた。
- 非正規雇用者の方が、裁判員裁判への参加意欲・参加可能性は低い傾向（アンケート結果）。

➡ 辞退率上昇に寄与している可能性が高い。
出席率低下に寄与している可能性も否定できない。

8 辞退率上昇・出席率低下の原因分析（その2）

(3) 高齢化の進展

- 「70歳以上」等の辞退者数の増加が、全体の辞退者数を押し上げている。
- 20歳以上に占める70歳以上の割合は、H22→H27で約2.6%上昇（国勢調査）。裁判員候補者名簿に占める70歳以上の者の割合も同程度上昇していると考えられる。
- 老年人口の増加傾向等と辞退率上昇傾向には、一定の相関関係が認められた。
- もっとも、「70歳以上」で辞退する者は、選任手続期日の前に辞退していることが多い。



辞退率上昇に寄与している可能性が高い。
出席率低下に寄与しているとは評価できない。

(4) 裁判員裁判に対する国民の関心の低下

- アンケート結果によると、国民の関心が低下し、これが裁判員裁判への参加意欲・参加可能性にも影響を与えていることがうかがえた。
- 他方、裁判員制度の運用に関する意識調査によると、関心の低下はうかがえるものの、参加意欲に目立った変化はない。



2つの調査結果が異なるため、慎重な評価を要するが、辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性は否定できない。

8 辞退率上昇・出席率低下の原因分析（その3）

(5) 名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇

- 1年間の変化を見ると、名簿使用率が高まるにつれて、辞退率が上昇し出席率が低下する傾向が認められた（辞退者や欠席者は名簿に残り、別の事件で再び選定されるため。）。
- 名簿規模の縮小に伴い年間名簿使用率は年々高まっている（H22は36.7%→H27は56.8%）ところ、年間名簿使用率と辞退率・出席率には、一定の相関関係が認められた。

➡ 辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が高い。

9 辞退率・出席率改善の対策

(1) 辞退率の上昇への対策

ア 勤務先に提出する協力依頼書面の送付

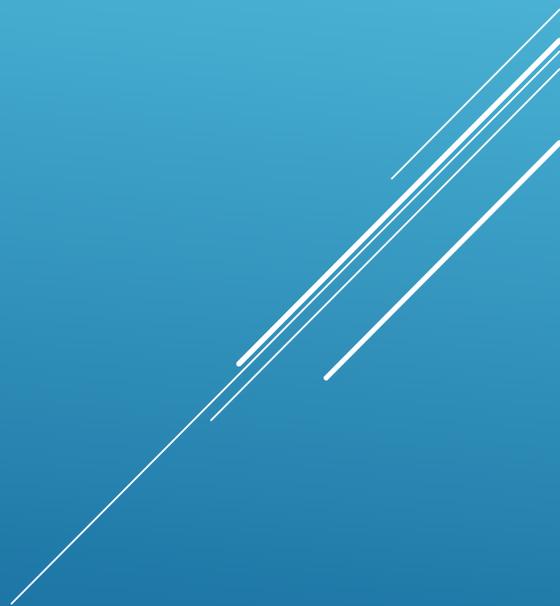
イ 裁判員経験者の評価等記載書面の送付

(2) 出席率の低下への対策

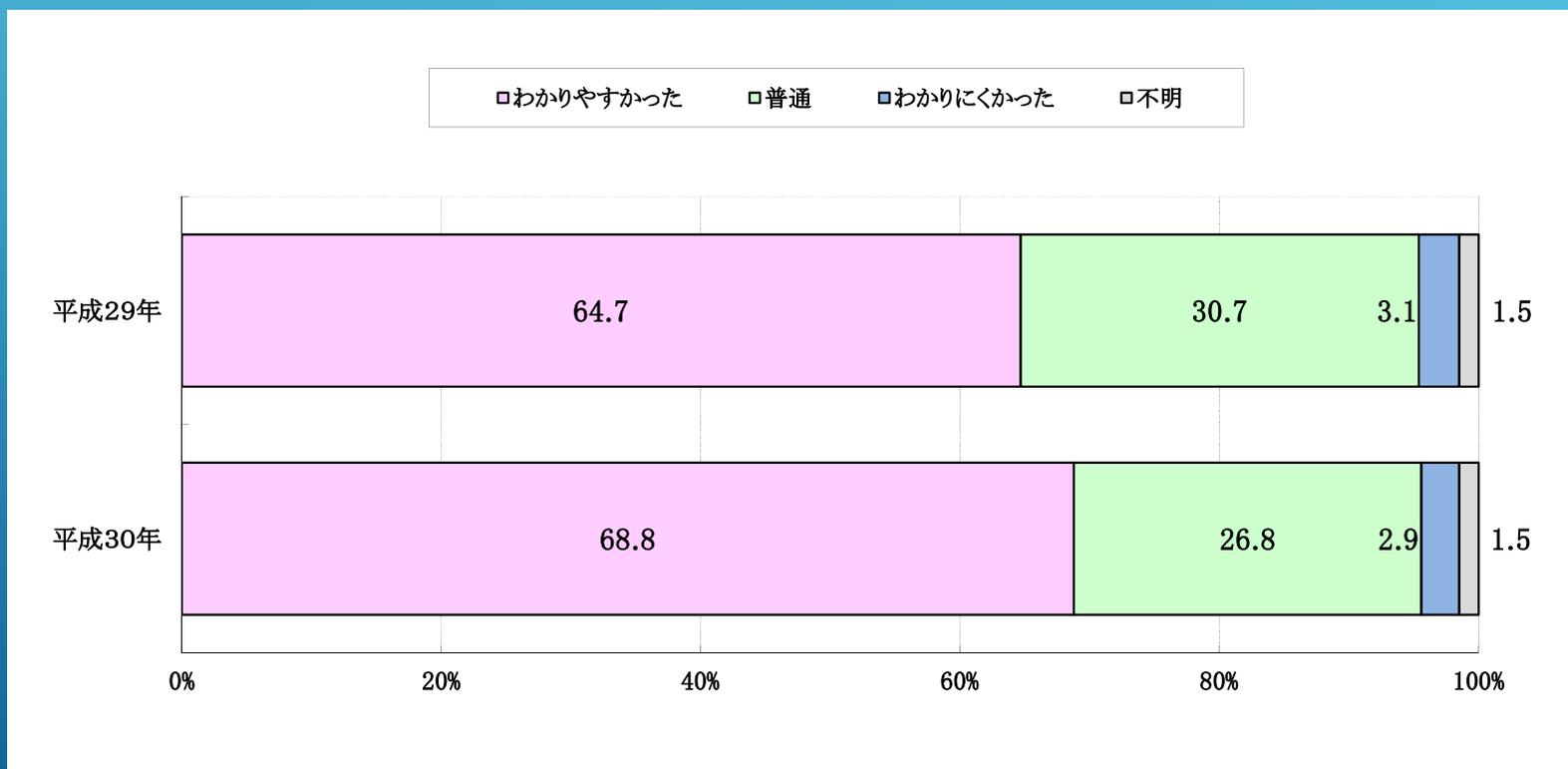
ア 選任手続期日呼出状の再送達

イ 事前質問票の返送依頼

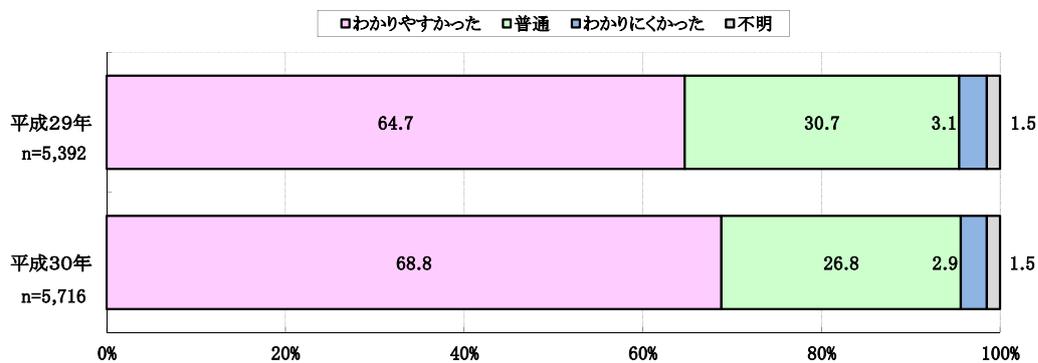
10 裁判員の負担軽減（公判審理，評議の実情）

- (1) 争点の整理と証拠の厳選
 - (2) 裁判員が理解しやすい主張立証
 - (3) 裁判官と裁判員の協働
 - (4) その他
- 

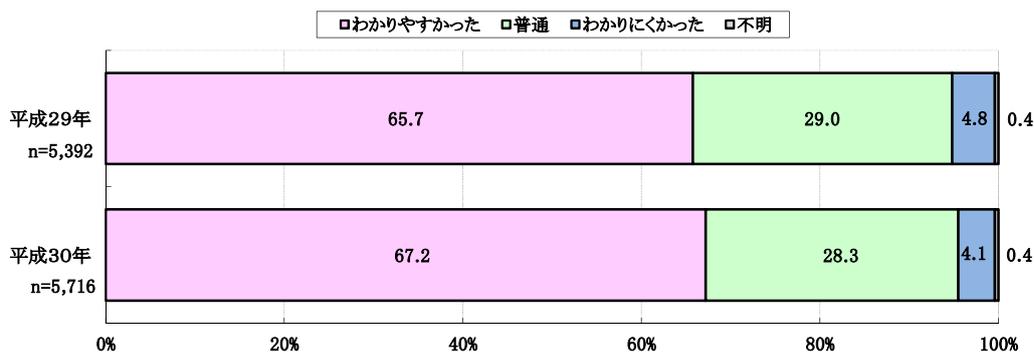
II 審理内容の分かりやすさについての裁判員経験者のアンケート結果



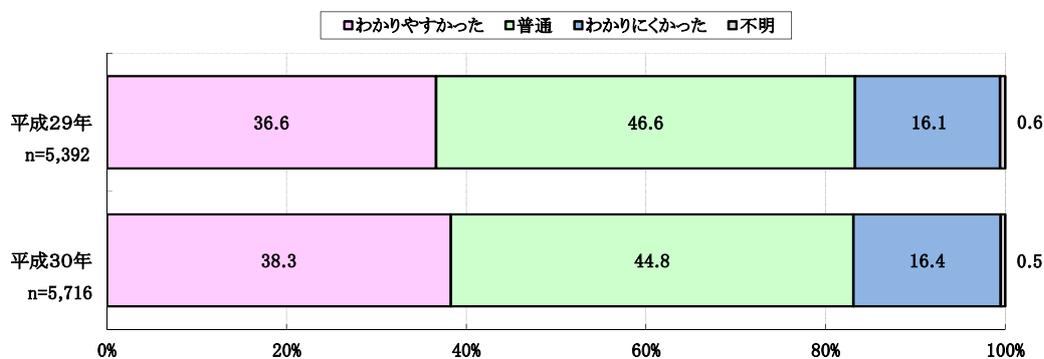
図表 1 審理内容のわかりやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移



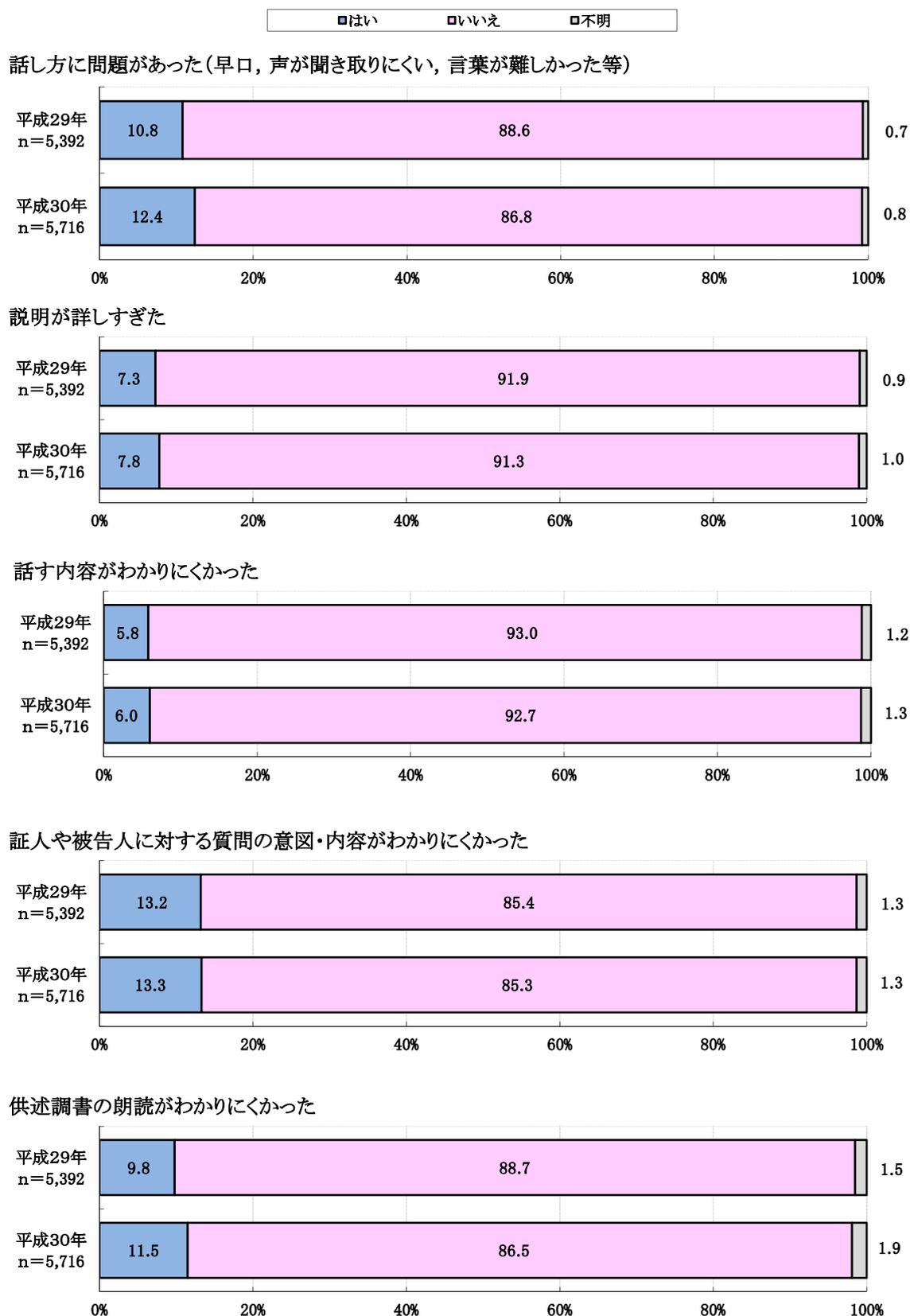
図表 2 法廷での説明等のわかりやすさ（検察官）についての裁判員経験者アンケート結果の推移



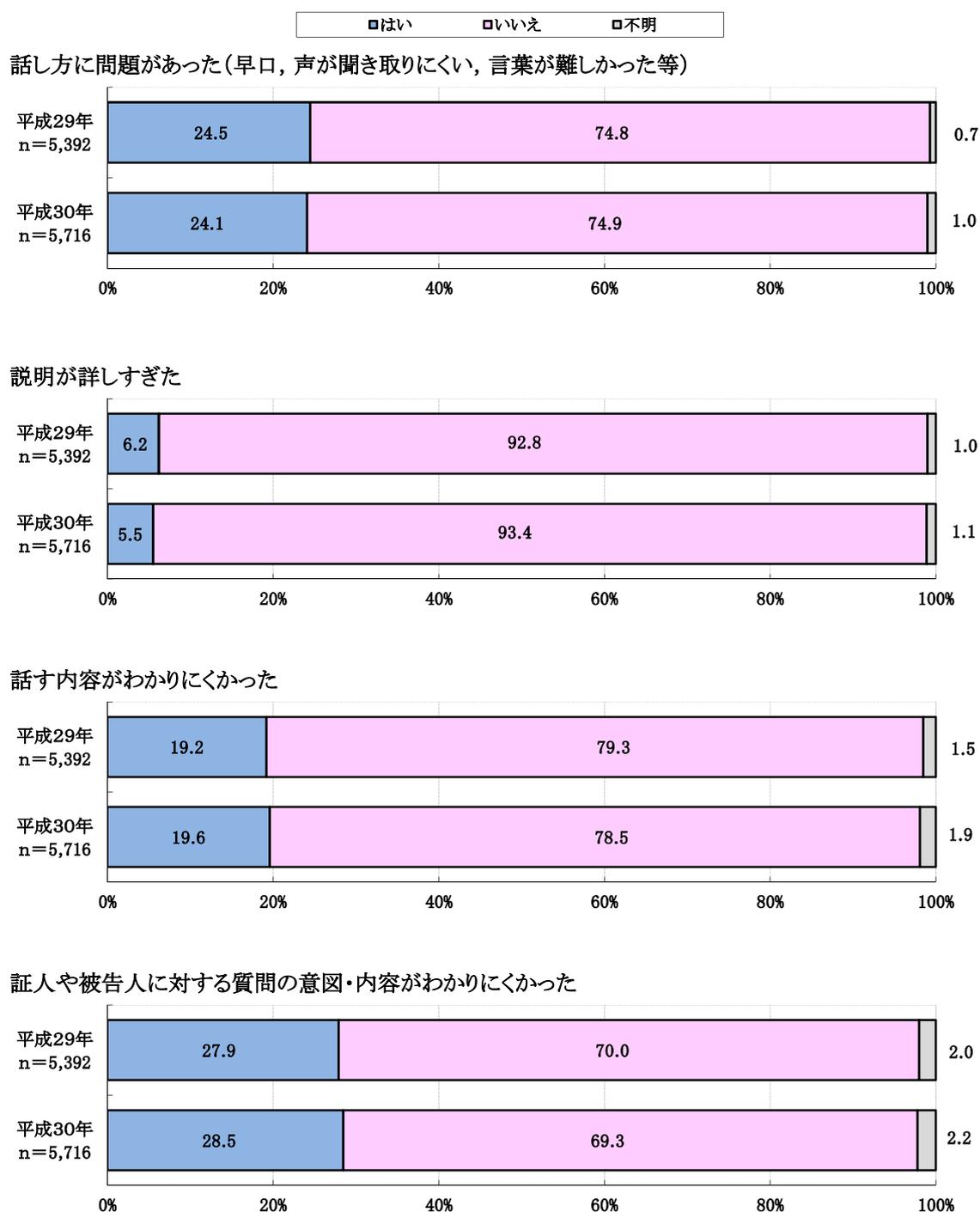
図表 3 法廷での説明等のわかりやすさ（弁護士）についての裁判員経験者アンケート結果の推移



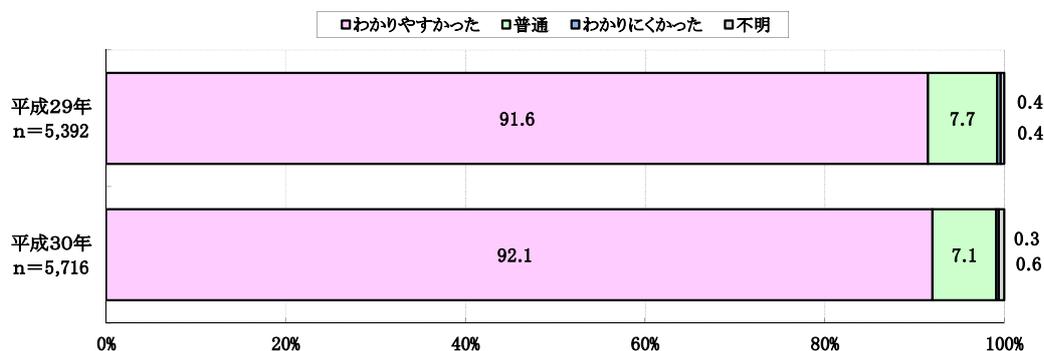
図表 4 - 1 検察官の法廷活動に対して感じられた印象についての裁判員経験者アンケート結果の推移



図表 4-2 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象についての裁判員経験者アンケート結果の推移

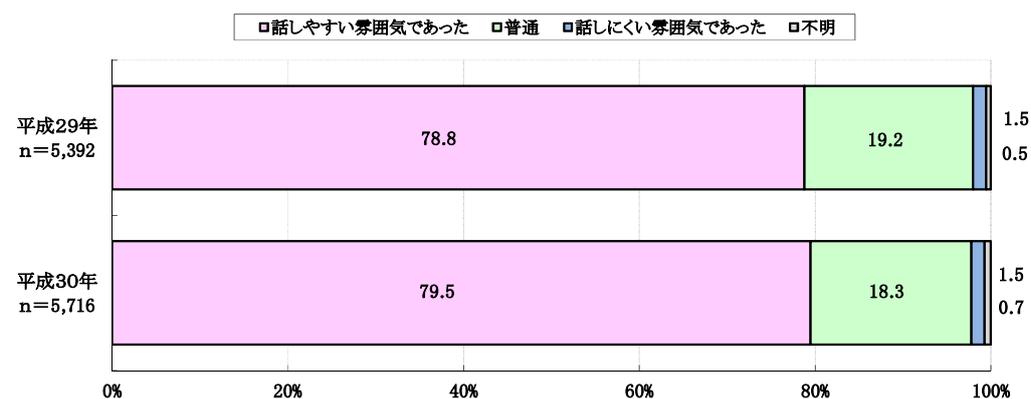


図表5 裁判官の説明のわかりやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移



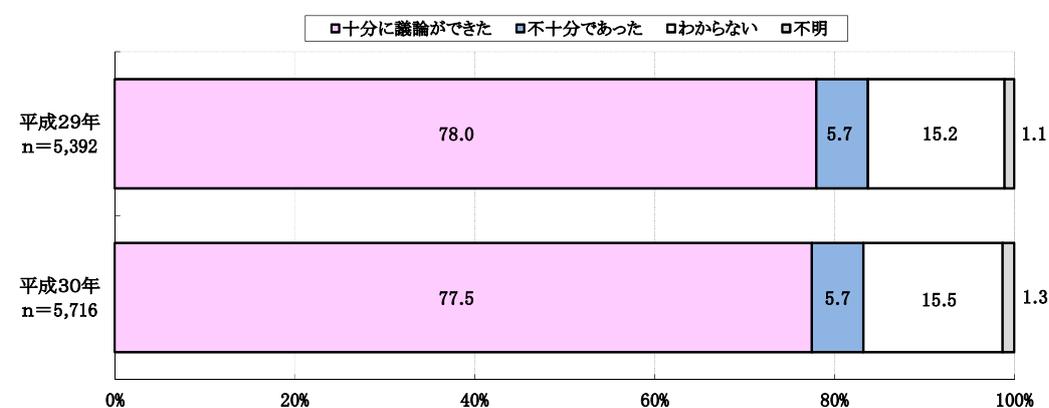
(注) 欄外の数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」の数値である。

図表6 評議における話しやすさについての裁判員経験者アンケート結果の推移



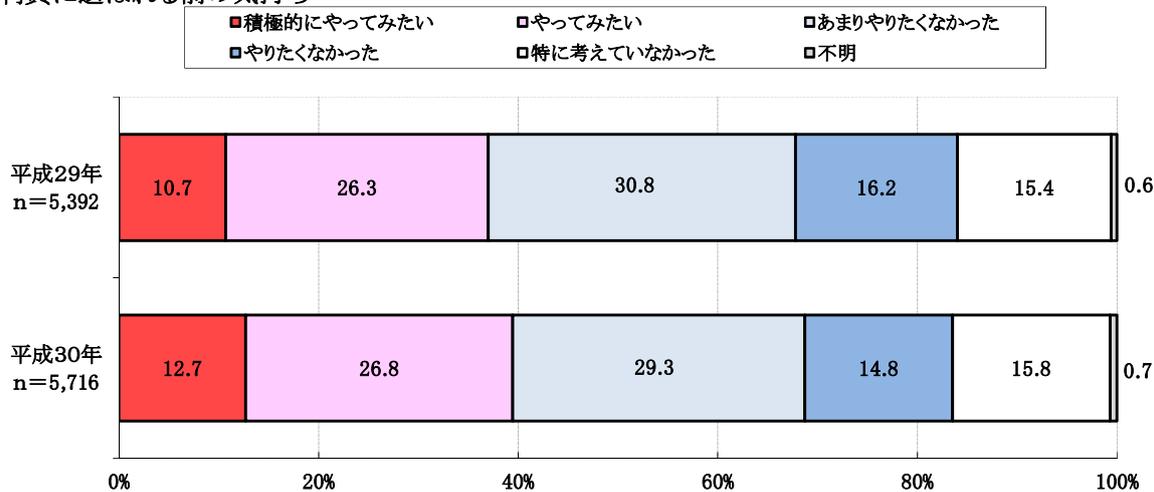
(注) 欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気であった」、下段は「不明」の数値である。

図表7 評議における議論の充実度についての裁判員経験者アンケート結果の推移

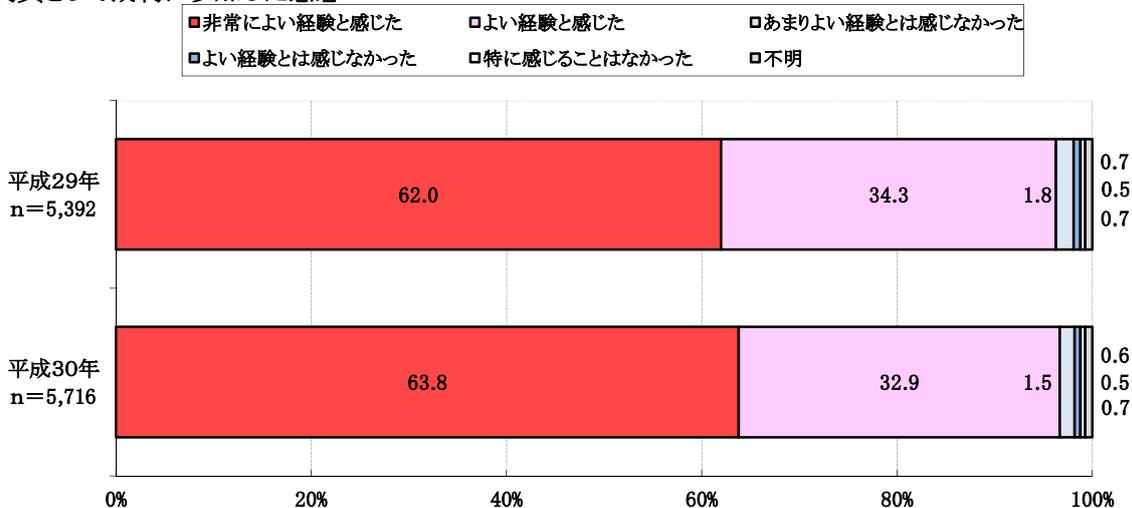


図表 8 裁判員に選ばれる前の気持ちと参加した感想についての裁判員経験者アンケート結果の推移

裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



(注) 欄外の数値は、次のとおりである。
上段「よい経験とは感じなかった」、中段「特に感じることはなかった」、下段「不明」

勤務先に提出するなどしてご活用ください

裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

～裁判員制度へのご協力をお願い～



札幌地方裁判所

このたび、皆様の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれました。
裁判員制度は、国民の皆様からの積極的な協力なくしては成り立たない制度です。
裁判員候補者の方が、裁判員裁判に参加できるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

裁判員制度について

- ☆ 裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。
- ☆ 裁判員制度は、平成21年にスタートしました。平成30年までに**6万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。**

裁判所へお越しいただく日程について

- ☆ 裁判員候補者の方に裁判所へお越しいただく日程は、「**裁判員等選任手続期日のお知らせ**」に記載されております。
- ☆ 裁判員候補者の方には、**まず、選任手続期日(●月●日)に出席していただきます。**
選任手続の結果、**裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程(●月●日から●月●日までの●日間(土日除く))に出席していただくこととなります。**

必要な休暇等について

- ☆ **裁判員候補者の方が裁判員を務めるために必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、**日当(裁判所に来るための諸雑費や収入の減少などの一部を補償するもの)と交通費をお支払いします。また、裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。**

お仕事を理由とした辞退について

- ☆ **裁判員候補者の方が裁判員裁判に参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます。裁判所では、お仕事の内容、他の方に代わってもらえない事情、お仕事を休むことによる影響・損害などにより、裁判所にお越しいただく必要の有無を判断しています。

裁判員になることに不安を感じている皆様へ

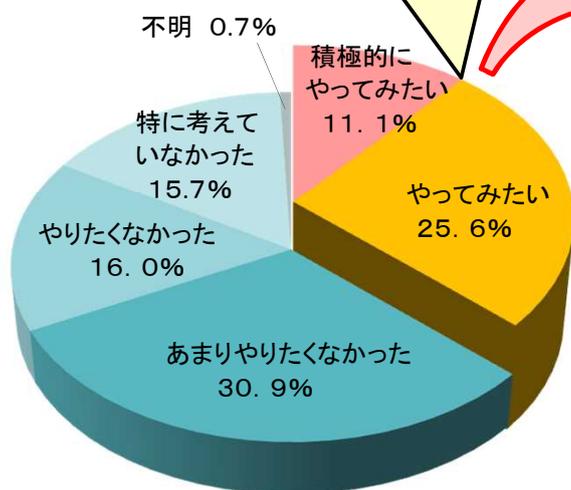


【裁判員を務めた方の多くがよい経験とおっしゃっています！】

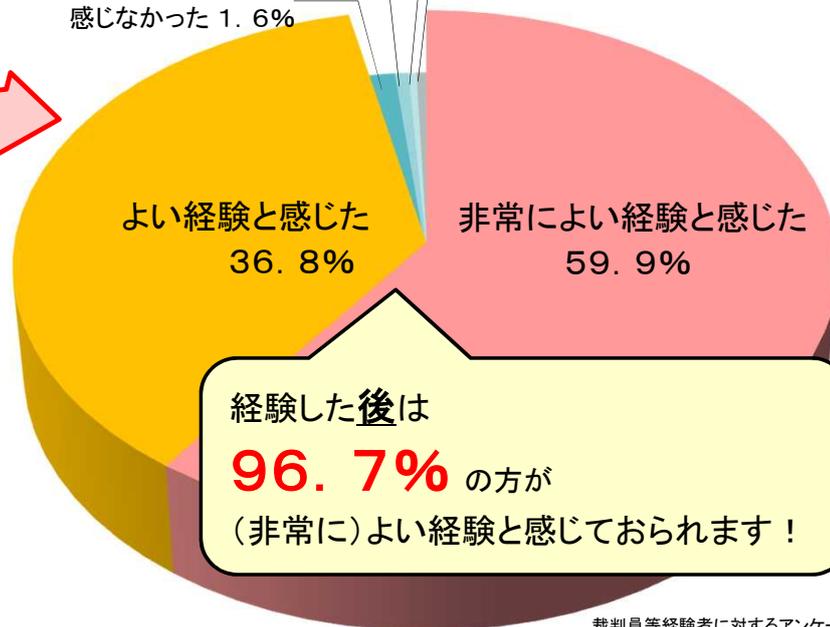
(裁判員に選ばれる前の気持ち)

(裁判員として裁判に参加した感想)

選ばれる**前**に裁判員を(積極的に)やってみたいと思っていた方は**36.7%**でしたが...



よい経験とは感じなかった 0.7%
 あまりよい経験とは感じなかった 1.6%
 特に感じることはなかった 0.4%
 不明 0.6%



経験した**後**は**96.7%**の方が(非常に)よい経験と感じておられます！

裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成28年度)

【実際に裁判員を経験された方をご紹介します！】

知識のない自分がきちんと討論できるのか？自分ひとりだけの外れな質疑応答になっていないか？ということに不安があったが、たとえそうだとすると、ちゃんと意見のひとつとして取り上げてもらった。とても良い経験をさせていただき、ありがとうございました。(40代, 女性)

他の裁判員の方々と連帯感のようなものが生まれ、短い期間だったがとても濃い時間を過ごすことができました。裁判官は堅いイメージだったが、気さくでフレンドリーであり話しやすかった。(20代, 女性)

家族や職場の反応は予想以上。一生に一回やるか、やらないかの経験は、今後の人生の中でも大きく役に立つと思っています。(30代, 男性)



裁判員・補充裁判員をお務めいただきありがとうございました

みなさんの同僚，友人知人等も，これから
裁判員裁判に参加する可能性のある方たちです。



裁判員のやりがいを知ってもらい，参加することへの不安を解消してもらうためにも，



みなさんの貴重な経験を
周りの方々にもぜひお伝えください

例えば・・・

実際の「裁判」の姿

「被告人が・・・した事件を担当し，懲役〇年の刑に決まった」

「事件のいきさつについて被害者と被告人の話が食い違い，同じ事件でも見方が違うなと思った」

「最初は緊張したが，話しやすい雰囲気だったので，評議でも自分の意見をしっかりと言えた」

裁判員のやりがい

「年齢，職業の違う方々と1つの事件について真剣に話し合う貴重な経験ができた」

「結論を決めるに当たって，自分の意見もきちんと反映され，やりがいを感じた」

「今回の経験により，裁判や社会の問題についてより身近に考えるようになった」 など

もちろん，御不満だった点や改善すべきと思われた点についても，率直にお伝えください。

公開の法廷で見聞きしたことや，裁判員として裁判に参加した感想は守秘義務の対象になりません。守秘義務等に関して気になることがあれば，札幌地方裁判所裁判員係（電話 011-330-2384）まで。